

二宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

■ 改正の趣旨

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生労働省令第３８号）」が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正を行い、令和３年４月１日から施行するものです。

■ 居宅介護支援とは

居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は当該施設等の紹介を行います。

■ 改正内容

- ・虐待防止に対する取組
- ・ケアの質の向上
- ・質の高いケアマネジメントの推進
- ・感染症対策の強化
- ・生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応
- ・ハラスメント対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・業務負担の軽減の見直し
- ・管理者要件
- ・その他（文言の規定）

<主な改正内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年の相次ぐ災害を受け、居宅介護支援事業者（ケアマネ事業所）に感染症への取組みを義務づけるなどの対策の強化
- ・質の高いケアマネジメントの推進